

あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領
(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格や電気・ガス料金等の高騰を受けている介護サービス事業所等を支援するため、介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給するに当たり、あきる野市補助金等交付規則（平成7年あきる野市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、令和7年10月1日において、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づき、あきる野市内で別表に定める介護サービス事業所等を運営する法人とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、別表の介護サービス事業所等のサービス種別ごとに同表の右欄に定める支給金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する介護サービス事業所等は、対象としない。

(1) 介護サービス事業所等の同一建物に併設される障害福祉サービス等事業所が、別に定めるあきる野市障害福祉サービス等事業所燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領に基づき給付金の支給を受ける場合

(2) 給付金の申請時において、休止又は廃止により利用者の受入れが行われていない場合

(3) 給付金の申請時より直近3か月間において、利用者の受入れ実績がない場合

(申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 給付金の申請期限は、令和7年12月19日とする。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金を支給することと決定したときはあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことと決定したときはあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金不支給決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による給付金の支給決定を受けた者は、市長に対して給付金の交付を請求するものとする。この場合において、第4条に規定する申請書兼請求書を請求書として取り扱い、交付決定日をもって請求日とみなす。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 市長は、支給対象者から第4条第2項に規定する申請期限までに同条第1項の規定による申請が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条の規定による支給決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書兼請求書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不正利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、当該支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月14日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和7年12月19日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定による申請がなされた給付金に係る第5条、第7条及び第8条の規定については、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

介護サービス事業所等のサービス種別	支給金額
介護老人福祉施設（短期入所生活介護を含む。） 介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。） 養護老人ホーム	1事業所当たり65万円
通所介護（東京都指定） 通所リハビリテーション（介護予防を実施する事業所を含み、みなし指定医療機関を除く。） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 有料老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定のあるもの）	1事業所当たり30万円
訪問介護	1事業所当たり20万円
訪問リハビリテーション（介護予防を実施する事業所を含み、みなし指定医療機関及びみなし指定介護老人保健施設を除く。） 訪問入浴介護（介護予防を実施する事業所を含む。） 訪問看護（介護予防を実施する事業所を含み、みなし指定医療機関を除く。） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護（介護予防を実施する事業所を含む。） 短期入所生活介護（介護予防を実施する事業所を含む。）（併設事業所を除く。） 軽費老人ホーム 有料老人ホーム（住宅型） サービス付き高齢者向け住宅 認知症対応型共同生活介護（介護予防を実施する事業所を含む。） 小規模多機能型居宅介護（介護予防を実施する事業所を含む。）	1事業所当たり15万円
居宅介護支援 福祉用具貸与 特定福祉用具販売（福祉用具貸与と重複している事業所は除く。） 介護予防支援（地域包括支援センターの設置者に限る。） あきる野市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所（訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護を重複して実施する事業所を除く。）	1事業所当たり5万円

年 月 日

あきる野市長 殿

所 在 地
申請者 法 人 名
代表者名

あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書

あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金の支給を受けたいので、あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領第 4 条第 1 項の規定により、以下のとおり申請します。

また、支給の決定があったときは、以下の振込先に給付金の振込を依頼します。

給付金支給申請（請求）金額	円
---------------	---

金 融 機 関 名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 信 用 組 合 労 働 金 庫 本 店 支 店 出張所								
種 目	普通 ・ 当座	口 座 番 号							
フ リ ガ ナ									
口 座 名 義									

※ 「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、必ず振込用の店名・口座番号を記入してください。
※ 振込先の情報は、この給付金の支給目的以外には利用しません。

申請内訳書

サービス種別		事業所番号	事業所名称	支給金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計				

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金の支給については、あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領第 5 条の規定により、以下のとおり決定したので通知します。

給付金支給決定額	円
----------	---

年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあったあきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金の支給については、あきる野市介護サービス事業所等燃料等価格高騰対策支援給付金給付事業実施要領第5条の規定により、以下のとおり支給しないことと決定したので通知します。

不支給の理由：